覚醒剤原料　　　　　　　　指定証記載事項変更届

　覚醒剤取締法第３０条の５において準用する同法第１２条の規定により、指定証の記載事項に変更が生じたので、指定証を添えて届け出ます。

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　住　　所

　　　　　　　氏　　名

厚生労働大臣

　　　　　　　殿

大阪府知事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 |  | 指定年月日 | 年　　 月 　　日 |
| 変更すべき事項 |  |
| 変更前 | 業務所の名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変更後 | 業務所の名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変更の事由及び年月日 |  | 年　　月　　日 |

覚取法１２条、３０条の５、平成１２年９月２９日医薬麻第１７９３号

１．留意事項

　（１）届出期限：事由が発生した日から１５日以内

　（２）変更届が必要な事項

　　　　１）覚醒剤原料輸入、輸出、製造業者

　　　　　　　業務所又は製造所の名称、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては名称）

　　　　２）覚醒剤原料取扱者

　　　　　　　業務所の名称、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）氏名（法人にあっては名称）

　　　　３）覚醒剤原料研究者

　　　　　　　研究所の名称、住所、氏名

　（３）届出義務者

　　　　１）覚醒剤原料輸入、輸出、製造業者・・・事業主

　　　　２）覚醒剤原料取扱者　　　　　　　・・・事業主

　　　　３）覚醒剤原料研究者　　　　　　　・・・研究者本人

２．添付書類

　　覚醒剤原料関係指定証

３．記載上の注意

　　「変更前」欄については、すべて記載すること。

　　「変更後」欄については、変更した事項のみ記載すること。

４．提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 知事指定 | 局長指定 |
| 生活衛生室薬務課管内 | １部 | ２部 |
| 保健所管内 | １部 | ２部 |

５．その他覚醒剤原料取扱者における注意事項

　（１）業務所所在地の変更は新規申請となること。

　（２）氏名（法人にあっては名称）若しくは住所の変更の場合は、その事実を証明す

る戸籍謄本、登記簿謄本を添付すること。

　（３）住居表示法等による地名番地が変更した場合には、当該届出を提出することが望ましいこと。